

秋多都市計画地区計画秋川駅北口地区地区計画

決定	昭和61年12月2日	秋川市告示	第75号
変更	平成5年6月25日	秋川市告示	第40号
変更	平成9年4月4日	あきる野市告示	第33号
変更	平成11年1月1日	あきる野市告示	第93号

名 称	秋川駅北口地区地区計画	
位 置	あきる野市秋川一丁目、秋川二丁目、秋川三丁目、秋川四丁目、秋川五丁目、秋川六丁目、二宮字南中塚場、雨間字長者久保及び油平字武者手ヶ原各地内	
面 積	約52.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区では、宅地化の進行に先行しつつ本市の中心市街地づくりをめざした市施行秋多都市計画事業西秋留駅北口土地区画整理事業が進められている。本事業により良好な公共施設が整備されるため、本計画は、将来にわたってその事業効果の維持増進を図るとともに、土地利用、施設配置の計画に則った良好な住環境を保全、育成し、適正な商業施設等の誘導、配置を進め、もって本市の中心市街地にふさわしい質の高い市街地環境を創出することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区を五つの地区に細区分し、以下の方針を推進していくこととする。 商業専用地区：将来に向けた本市中心地にふさわしい高度利用と高次の商業空間形成を図る。 駅前地区：将来にわたり、駅前としての風格を備えた空間の形成を図る。 沿道市街地地区：商業業務等各種施設が溶け合う健全な路線状の市街地環境の形成を図る。 低中層住宅地区：低中層集合住宅地区を中心とした良好な住環境の形成を図る。 低層住宅地区：低層住宅地として良好な住環境の形成を図る。
	地区施設の整備方針	地区内には、土地区画整理事業によって道路網、公園等の地区施設が整備されるので、この機能が損われないよう、その維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標に照らし、誘導規制に向けて以下のような建築物等の整備方針とする。 商業専用地区：本市の都市核となる質の高い商業施設を中心とした施設の誘導と将来に向けた本市中心地にふさわしい高次の商業空間形成の誘導を図る。 駅前地区：駅前として土地利用の高度化をめざし、商業業務系を中心とする建築物の誘導を図る。 沿道市街地地区：商業業務等各種施設が溶け合う健全な路線状の市街地環境形成の誘導を図る。 低中層住宅地区：低中層集合住宅の立地と良好な住環境形成の誘導を図る。 低層住宅地区：低層住宅の立地と良好な住環境形成の誘導を図る。

		地区の区分	名称	商業専用地区	駅前地区	沿道市街地地区	低中層住宅地区	低層住宅地区
			面積	約 2.6ha	約 3.7ha	約 12.9ha	約 16.4ha	約 17.0ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	<p>以下の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法別表第二（い）項第一号から第三号までに掲げる建築物</p> <p>2. 老人ホームその他これに類するもの</p> <p>3. 建築基準法別表第二（に）項第二号、第五号及び第六号に掲げる建築物</p> <p>4. 建築基準法別表第二（へ）項第四号、第五号及び（と）項第四号に掲げる建築物</p> <p>5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第6項第四号に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する建築物</p>	<p>以下の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 1階又は地下1階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する建築物</p> <p>2. 住宅、共同住宅、寄宿舍下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の二分の一を超えるもの</p> <p>3. 建築基準法別表第二（に）項第二号、第五号及び第六号に掲げる建築物</p> <p>4. 建築基準法別表第二（へ）項第四号、第五号及び（と）項第四号に掲げる建築物</p> <p>5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第6項第四号に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する建築物</p>	<p>以下の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 計画図に定める道路に接する敷地における建築物で、計画図に定める道路に面する1階又は地下1階のうち、その床面の高さが計画図に定める道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する建築物</p> <p>2. 建築基準法別表第二（に）項第五号及び第六号に掲げる建築物</p>	<p>———</p>	<p>以下の建築物は建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げる建築物</p>	

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最低限度	10/10		——	——	——	
		建築物の敷地面積 の最低限度	500㎡	100㎡	110㎡	120㎡		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該敷地 が接する道路の境界線までの距離は1.0m以上としな ければならない。 ただし、道路の路面の中心から高さ2.5mを超える 範囲にあつては、この限りでない。			——	——	——
		建築物等の形態又 は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着きのある色彩を基調とする。					
		垣又はさくの構造 の制限	——	——	——	1. 道路又は通路に面した垣又は さく(門柱、門扉及び門扉を除く。)の 構造は、生垣又は透視可能で 開放的なフェンス等とする。 ただし、住宅、共同住宅、寄 宿舍又は下宿においてはフェ ンス等の高さは、敷地地盤面よ り1.2m以下とする。 2. 公共用地のごみ集積所につい ては、上記垣又はさくの構造の 制限を適用しない。		

※知事承認事項

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律」の改正に伴い、表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。